

福島県報

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出 本  
先 庁  
機 機  
関 関

欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

**附 則** この訓令は、令和四年九月五日から施行する。

告 示

(行政経営課)

福島県告示第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年九月二日から同年十月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークタウン桑野 福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
以下の事項について留意されるようお願いいたします。
- 1 防犯対策への協力

平成二十年四月一日から「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しています。この条例では、市、市民、事業者、土地所有者（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものを言います。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携を図りながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを基本理念の一つとして定めています。

この基本理念にのっとり、事業者は、地域社会の一員として、犯罪の防止のために必要な措置を講じるように努め、土地所有者等は、犯罪の防止に配慮した環境の確保に努めていただき、市の防犯対策への御協力をお願いします。

2 街並みづくり等への配慮等

敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になります。（他法令で義務付けがあるものは除外）

3 騒音の発生に係る事項

原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機又は冷凍機を設置する際は、騒音規制法、振動規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事前の届出が必要となります。

また、届出（規制）対象外の施設であっても、騒音により周辺住民の生活環境に被害を及ぼすことのないよう、施設の設置場所や騒音の低減について配慮する必要があります。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年九月二日から同年十月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平谷川瀬三丁目二一番地一〇ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年九月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字栄富字市道乙八〇四
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1）主伐は、択伐による。  
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
① 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 南会津郡下郷町大字湯野上字愚痴土甲五一八の一  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字高隣字石切沢山乙一三七五の一から乙一三七五の三まで、乙一三八二の一、乙一三八二の二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字高隣字五輪甲一九一九、甲一九二〇の二、甲一九二四の一、甲一九二四の二、甲一九二五の一から甲一九二五の三まで、甲一九三四の一、甲一九三四の二、甲一九三五の一、甲一九三五の二、甲一九三六  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字枝松字餅倉山七〇三の一、七〇三の三から七〇三の五まで、七〇三の四一、七〇三の四四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲五五〇の一、甲五五〇の四  
保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字大松川字小沼甲一八四九（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字大松川字下蕪久保丁七一の一、丁七一の七、丁七一の

八

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字南倉沢字界首戸八五〇の一

2

保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字小沼崎字沼ノ越乙四九九の三、乙四九九の四、乙四九九の一〇、乙四九九の一四、乙四九九の一五、乙四九九の二〇

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年九月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

舟木晃貴 菊地善四郎 馬場直正 川原信孝 金子猪太郎 真鍋カツミ 大竹勇松

菅清一 佐藤和夫 大竹ツマノ 小社神明神社 小社神明神社 鹿島神社 鈴木信雄

荻窪部落会 秋津久夫 陽田昭伍 陽田昭伍 佐藤忠敏 横山寅三郎 菊地正吉

道中英夫

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和四年福島県告示第五百六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 三瓶光義 石谷英雄 吉田清美 長谷部嘉代太 長谷部マサ子 長谷部一三 長谷部フサエ 長谷部保信 長谷部亨 長谷部悟 吉田哲三 梁取菊三郎 長谷部正一郎 佐藤庄右エ門 三瓶孝正 三瓶日支秋 佐藤勉 佐藤明 中野アイシ 長谷部トラノ 佐藤マサエ 佐藤源一郎 佐藤辰雄 佐藤米作 佐藤リツコ 長谷部艶男 長谷部エツ 長谷部勝美 吉田貞夫 吉津嘉市 船木万次 船木哲治 渡部武一 尾形秀広 吉津忠五郎 吉津七郎 馬場弘喜 佐藤豊子
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和四年福島県告示第五百七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名         | 区 間                                         | 変更前<br>の変更後<br>の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------|---------------------------------------------|-------------------|-----------------|---------------|
| 県道浪江<br>鹿島線 | 南相馬市小高区耳谷字<br>岩落一 一 番 二 地 先 から<br>同 市小高区耳谷字 | 変更前               | 六・〇<br>七・三      | 三三・四・三        |

|                 |     |            |        |
|-----------------|-----|------------|--------|
| 宮迫五二 番 一 地 先 まで | 変更後 | 七・五<br>九・九 | 三三・四・三 |
|-----------------|-----|------------|--------|

（道路計画課）

福島県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名          | 区 間                                                            | 変更前<br>の変更後<br>の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------|----------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|---------------|
| 一般国道<br>四〇〇号 | 耶麻郡西会津町下谷字<br>沼新田乙二五七番地先<br>から<br>同 郡同 町下谷字<br>沼尻乙三四番二地先ま<br>で | 変更前               | 七・〇<br>六・一・一    | 一四四・〇         |
|              | 耶麻郡西会津町下谷字<br>沼新田乙二五七番地先<br>から<br>同 郡同 町下谷字<br>沼尻乙三四番二地先ま<br>で | 変更後               | 七・〇<br>六・一・一    | 一四四・〇         |
|              | 耶麻郡西会津町下谷字<br>沼新田乙二五四番地先<br>から<br>同 郡同 町下谷字<br>沼尻乙三二番二地先ま<br>で | B                 | 九・七<br>一〇・二     | 七三・〇          |
|              | 耶麻郡西会津町下谷字<br>沼新田乙二五七番地先<br>から<br>同 郡同 町下谷字                    | C                 | 八・四<br>三三・四     | 一一三・八         |

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 沼尻乙三四番一地先まで |  |  |
|-------------|--|--|

(道路計画課)

福島県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名          | 区 間                                                                   | 変更前<br>の変更<br>別 | 敷地の幅員<br>(メートル)                | 延<br>長  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------|---------|
| 一般国道<br>一一八号 | 岩瀬郡天栄村大字牧之内<br>字権太倉国有林一〇七<br>二林班ふ一小班地先から<br>同 郡同 村大字羽鳥<br>字入牧場二番三地先まで | 変更前             | A 九・九<br>一七・六<br>一〇・九<br>一三三・二 | 五、八二六・四 |
|              |                                                                       | 変更後             | B 九・九<br>一七・六<br>一〇・九<br>一三三・二 | 三、四〇〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前<br>の変更<br>別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長 |
|-----|-----|-----------------|-----------------|--------|
|     |     |                 |                 |        |

|         |                                         |                    |       |
|---------|-----------------------------------------|--------------------|-------|
| 県道相馬浪江線 | 南相馬市鹿島区浮田字一丁田八一番地先から同 市鹿島区浮田字野中二八九番地先まで | 変更前<br>八・五<br>三八・〇 | 四七四・六 |
|         |                                         | 変更後<br>八・五<br>四二・六 | 五〇九・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名     | 区 間                                    | 変更前<br>の変更<br>別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長 |
|---------|----------------------------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 県道山口保原線 | 伊達市保原町所沢字菅の町一七番一地先から同 市保原町字東野崎三〇〇番地先まで | 変更前             | 一一一・〇<br>一一二・四  | 一六一・〇  |
|         |                                        | 変更後             | 一一一・〇<br>一二一・七  | 一六一・〇  |

(道路計画課)

福島県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名  | 区<br>間     | 変更前<br>の変更<br>別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長 |
|------|------------|-----------------|-----------------|--------|
| 県道浪江 | 双葉郡葛尾村大字野川 | 変更前             | 六・〇             | 一一〇・三  |

| 路線名 | 区 間 | 変更前<br>変更後 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----|-----|------------|-------|-----|
|-----|-----|------------|-------|-----|

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第六百三十三号**  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

（道路計画課）

| 路線名         | 区 間                                                 | 変更前<br>変更後<br>の<br>別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------|-----------------------------------------------------|----------------------|-----------------|---------------|
| 県道丸森<br>梁川線 | 伊達市梁川町字東塩野<br>川一〇八番一地先から<br>同 市梁川町字東塩野<br>川七九番一地先まで | 変更前                  | 一四・〇〇<br>三三・七   | 六七・八          |
|             | 伊達市梁川町字東塩野<br>川一〇八番一地先から<br>同 市梁川町字東塩野<br>川六一番一地先まで | 変更後                  | 一四・〇〇<br>三三・七   | 一一三・九         |

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第六百二二号**  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

（道路計画課）

| 三春線                                    | 変更後 | 敷地の幅員<br>(メートル)      | 延 長<br>(メートル) |
|----------------------------------------|-----|----------------------|---------------|
| 字湯殿六九番地先から<br>同 郡同 村大字野川<br>字湯殿八番一地先まで | 変更後 | 一九・五<br>六・〇〇<br>一九・五 | 二二〇・三         |

| 路線名     | 供用開始の区間              | 供用開始の期日  |
|---------|----------------------|----------|
| 県道浪江三春線 | 双葉郡葛尾村大字野川字湯殿六九番地先から | 令和四年九月二日 |

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第六百五十五号**  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

（道路計画課）

| 路線名      | 供用開始の区間                                                                              | 供用開始の期日  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 一般国道一一八号 | 岩瀬郡天栄村大字牧之内字権太倉<br>国有林一〇七二林班ふ一小班地先<br>から<br>同 郡同 村大字牧之内字権太倉<br>国有林一〇七二林班り一小班地先<br>まで | 令和四年九月二日 |

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第六百四十四号**  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年九月二日

（道路計画課）

| の 別<br>(メートル)                                         | 敷地の幅員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------------------------------------|---------------------|---------------|
| 県道下川<br>内竜田停車場線                                       | 変更前<br>五・九〇<br>三五・六 | 八二〇・〇         |
| 双葉郡檜葉町大字井出<br>字鹿島一番一地先から<br>同 郡同 町大字井出<br>字八石四八番二地先まで | 変更後<br>五・九〇<br>三五・六 | 八二〇・〇         |

同 郡同 村大字野川字湯殿八番  
一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 路 線 名       | 供 用 開 始 の 区 間                                 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|-------------|-----------------------------------------------|---------------|
| 県道下川内竜田停車場線 | 双葉郡檜葉町大字井出字鹿島一番一地先から<br>同 郡同 町大字井出字八石四八番二地先まで | 令和四年九月二日      |

(道路計画課)

公 告

公告第二百十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第一号の規定により、桜川、滑川及び牧野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和四年九月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(河川整備課)

公告第217号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年9月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 凍結抑制剤E(塩化カルシウム(粒状)25kg/袋) 予定数量 20,280袋

イ 凍結抑制剤F(塩化カルシウム(粒状)0.5t/袋) 予定数量 1,070袋
- (2) 調達をする物品等の仕様等
- ア 仕様書による。
- イ 仕様書による。
- (3) 納入期限
- ア 契約締結日から令和5年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- イ 契約締結日から令和5年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所
- ア 福島県知事が指定する場所
- イ 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年9月26日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年9月26日（月）午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和4年9月2日（金）から同月26日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月19日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙47枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年9月9日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年9月9日（金）午前11時00分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 凍結抑制剤E 令和4年10月14日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課  
イ 凍結抑制剤F 令和4年10月14日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課  
ただし、ア及びイについて郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月13日（木）午後5時までに必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1袋当たりの単価を記載すること。  
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Antifreezing agent E (granulated calcium chloride 25kg/1bag) Scheduled quantity 20,280bags

② Antifreezing agent F (granulated calcium chloride 0.5t/1bag) Scheduled quantity 1,070bags

(2) Time-limit of tender (by hand):

① 1:30 p.m., 14 October 2022

② 2:30 p.m., 14 October 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 13 October 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）

**福島県公安委員会告示第54号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和4年9月2日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

| 名称               | 住所                     | 代表者の氏名 | 施設の名称         | 施設の所在地                  |
|------------------|------------------------|--------|---------------|-------------------------|
| 黒井産業株式会社         | 山形県山形市宮町二丁目11番9号       | 高橋 博剛  | 扇町自動車学校       | 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地 |
| 第一総合ホールディングス株式会社 | 福島県喜多方市字大谷地8014番地の2    | 荒川 洋二  | 喜多方ドライビングスクール | 福島県喜多方市字大谷地8014番地の2     |
| 東北振興産業株式会社       | 宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目1番21号 | 高橋 博剛  | 会津中央自動車教習所    | 福島県会津若松市米代二丁目5番41号      |

- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

- (1) 扇町自動車学校

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）

- (2) 喜多方ドライビングスクール

規則第1条第3号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

- (3) 会津中央自動車教習所

規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）

- 3 認定年月日

令和4年8月18日

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第55号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和4年9月2日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

| 名称               | 住所                     | 代表者の氏名 | 施設の名称         | 施設の所在地                  |
|------------------|------------------------|--------|---------------|-------------------------|
| 黒井産業株式会社         | 山形県山形市宮町二丁目11番9号       | 高橋 博剛  | 扇町自動車学校       | 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地 |
| 第一総合ホールディングス株式会社 | 福島県喜多方市字大谷地8014番地の2    | 荒川 洋二  | 喜多方ドライビングスクール | 福島県喜多方市字大谷地8014番地の2     |
| 東北振興産業株式会社       | 宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目1番21号 | 高橋 博剛  | 会津中央自動車教習所    | 福島県会津若松市米代二丁目5番41号      |

- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

- (1) 扇町自動車学校
- ア 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
- イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- (2) 喜多方ドライビングスクール
- ア 規則第1条第1号に掲げる方法 認知機能検査同等課程
- イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転技能検査同等課程
- (3) 会津中央自動車教習所
- ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
- イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
- 令和4年8月18日
- (運転免許課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八  
第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規  
定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。  
令和四年九月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

| 施設<br>の<br>名<br>称               | 施設<br>の<br>所<br>在<br>地     | 閉<br>鎖<br>年<br>月<br>日 |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 社会福祉法人伸生双葉会<br>特別養護老人ホーム館山<br>荘 | 双葉郡富岡町大字上手岡<br>字高津戸一四七番地の二 | 令和元年二月二〇日             |
| 富岡町養護老人ホーム東<br>風荘               | 双葉郡富岡町大字大菅字<br>蛇谷須一七八番地の一  | 令和四年三月三二日             |